

第 1 1 8 号 平成 2 6 年 1 月発行

— 目 次 —

〈巻頭言〉

- ・ 平成 2 6 年 年頭所感 1
一般社団法人 全国建設業協会 会長 浅沼健一（当機構 評議員）

〈特集〉

- ・ 建設企業のコーポレート・ガバナンスの現状と今後の展望 3

〈主催講習会の開催状況〉 23

〈賛助会員紹介〉

- ・ メタウォーター株式会社 25

〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・ No29 賃貸用マンション新築工事に係る損害賠償等請求本訴、
請負代金等請求反訴事件 26
- ・ No30 競争入札への参加禁止処分並びに物品等一般競争入札参加者
及び指名競争入札参加者の入札参加資格の取消処分の取消等が
認められなかった事例 32

〈独占禁止法〉

- ・ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」 . . . 39
の成立について
- ・ 東京電力株式会社が発注する架空送電工事の工事業者及び地中送電ケーブル . . . 44
工事の工事業者に対する排除措置命令，課徴金納付命令等について

〈建設業行政等〉

- ・ 建設業の適正取引等に向けた国土交通省の取組みについて 56
- ・ 平成 2 5 年度下請取引等実態調査の結果について 63
- ・ 下請代金の決定に当って公共工事設計労務単価を 66
参考資料として取り扱う場合の留意事項について
- ・ 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について 71

〈事務局情報〉

- ・ 講習会のご案内 78
- ・ 発行書籍のご案内 80

建設企業のコーポレート・ガバナンスの現状と今後の展望

(建設企業の機関設計についての分析)

1 はじめに

会社法改正案は、平成 25 年 11 月 29 日に閣議決定され、第 185 回国会（臨時会）に提出された（注－1）。次期通常国会での審議が、予定されている。近年日本企業の企業統治の在り方が原因の一つとされる東証 1 部上場会社に関するいくつかの重大事件が発生し（注－2）、経営者である取締役に対する監査・監督の在り方をさらに見直すべきではないかとの指摘等を踏まえた改正で、平成 17 年会社法制定以来の初めての改正になる（注－3）。

改正の要点は、コーポレート・ガバナンスの強化であり、具体的には監査等委員会設置会社等の新制度の設置が重要項目であったが、この制度は、実質的には監査等委員会の過半数を社外取締役にしなければならないという制度設計により、実質的にはコーポレート・ガバナンスの強化の観点から期待が高まっている社外取締役の活用についての問題に帰着する（注－4）。

これを踏まえて、本稿では、建設企業のコーポレート・ガバナンスの現状について、東京証券取引所（以下「東証」という。）が「コーポレート・ガバナンス情報サービス」という表題で提供しているデータベースから把握した情報をもとに、建設業を営む企業の社外取締役、社外監査役の設置状況等について分析する。

2 本稿における建設会社の位置付け

日本の企業数は、約 3 2 0 万であるが、（そのうち、3 0 0 万以上が、会社法の下では株式会社とされている。）そのうち東証の上場企業は約 3, 4 0 0 社である。この上場企業は、東証の基準により業種別に分類されており（注－5）、建設業を営む企業とされているのは 1 6 2 社（以下「建設企業」という。）である（注－6）。上場企業にはこの 1 6 2 社以外に建設業法に基づく建設業許可を有している企業があるが、建設工事以外の売上高合計額が当該企業においてより大きなウエイトを占めているため東証においては建設業に分類されていないので、今回の分析対象には含まれていない。

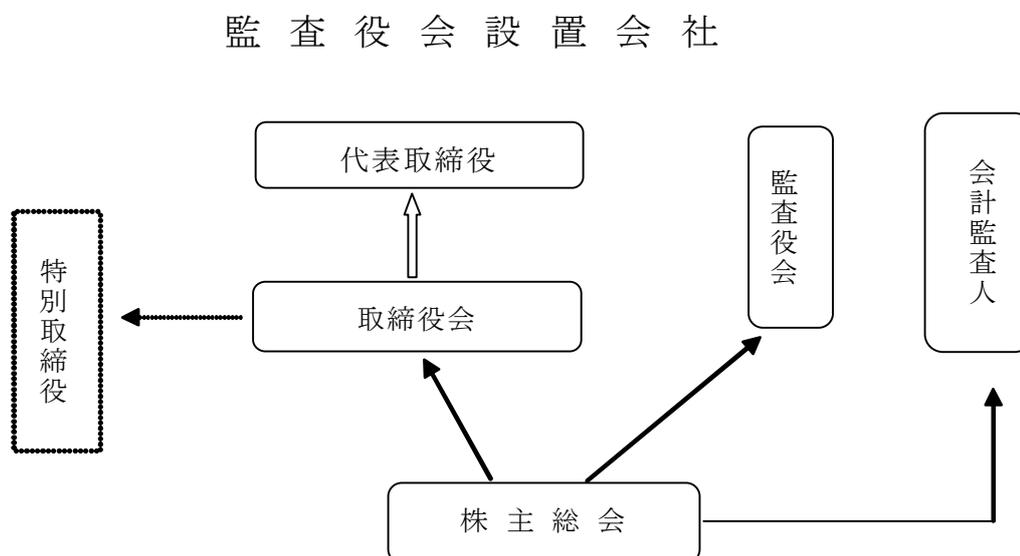
3 コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスとは、「経営者の暴走や怠慢をチェックし、社会的に望ましい

企業経営を実現するにはどうすればよいか」(注-7)という議論であり、ややブレイクダウンすると、企業の違法又は不当な行動をいかにチェックすべきか、株主の利益を守り経営者の責任を追及するにはどうすべきか、あるいは企業が広く社会一般に対する責任を果たすにはどうすべきか、そしてこのような目的を達成するためにはいかなるシステムを設定すべきかということについての議論になる。特に、株式会社においては、所有と経営の制度上の分離を前提にしているため、経営者が間違った経営を行わないよう内部統制システムを整備し公平・公正な経営を確保すると共に、株主価値の最大化の観点から設定された業績目標に基づいた経営を行うことが期待されている。その意味では、会社法制は、完璧なコーポレート・ガバナンスの実現を期すため、これまで幾度の改正を繰り返してきており、具体的には、平成17年の会社法制定等により監査役制度の充実強化、委員会設置会社の設置、内部統制システム構築の義務化等の制度が整備されている。

4 監査役会設置会社

[図-1]

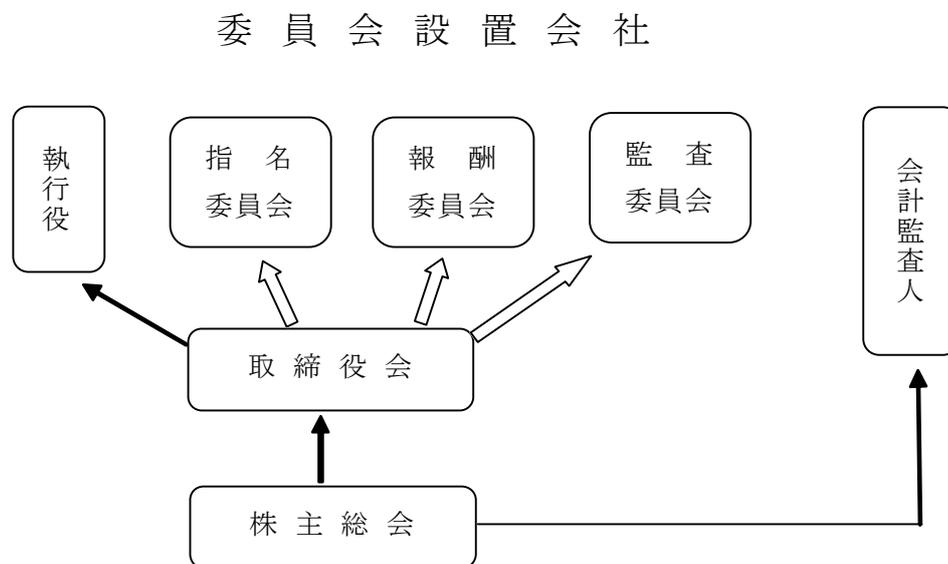


監査役制度は、日本特有の制度である。(注-8)そして、「監査役制度の変遷は、一言で言えば、監査役制度に対する期待と失望の繰り返しであった。(注-9)」と言われるものの、コーポレート・ガバナンスを充実させるため、これまで監査役の権限強化については、幾度も改正が行われてきた(注-10)。近年では平成5年に、大会社(§2⑥(以下「会社法」を引用する。))に監査役会を設置することと、社外監査役を設置が義務付けられ、現在、公開会社は、取締役会設置会社とし(§327)監査役を置かなければならない(委員会設置会社を除く。)こととされている。

したがって、証券取引所に上場されている企業は、すべて取締役会設置会社であるとともに、委員会設置会社を除き監査役設置会社でもある。そして、上場企業3,409社のうち3,324社が監査役会設置会社であり、建設企業においては、162社のすべてが監査役会設置会社である(注-11)。

5 委員会設置会社

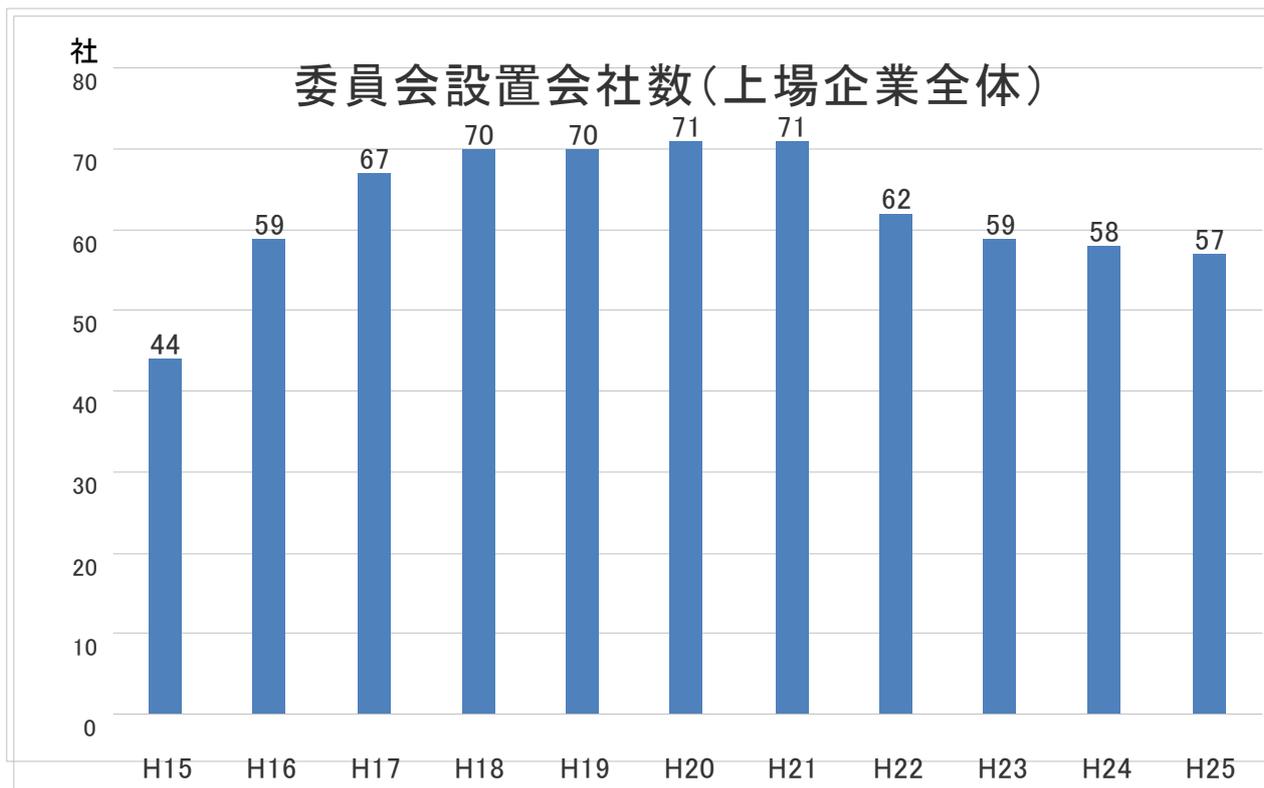
[図-2]



委員会設置会社(§2⑫)は、平成14年の商法改正で新しく導入された監督と執行が制度的に分離された企業形態であり、コーポレート・ガバナンスを充実させるための一つの有力な選択肢とされている。

委員会設置会社においては、業務執行及び業務の意思決定は執行役(§402Ⅰ)が担当、代表執行役が会社を代表し、取締役は業務執行できない。取締役会の役割は、基本事項の決定と委員会メンバー及び執行役の選任等である。指名、監査、報酬の監督機能は、指名委員会(§404Ⅰ)(株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案内容の決定)、監査委員会(§404Ⅱ)(取締役・執行役の職務の執行監査及び会計監査人の選任・解任・不再任の議案内容の決定)、報酬委員会(§404Ⅲ)(取締役・執行役が受ける個人報酬の内容の決定)が行い、取締役会に権限委譲することはできない。また、これらの委員会の構成員の過半数を社外取締役とすること(§400Ⅲ)及び会計監査人の設置(§327Ⅴ)が、義務付けられている。

[図-3]



日本取締役協会調査 (注-13)

この委員会設置会社は、上場企業約3,400社のうち57社(約1.7%)存在する。この数字であるが、「著名な上場企業を含めて100社という数字は決して少ないとはいえないと思う。(注-12)」というポジティブな評価も過去にはあったが、1~2%の普及率ではやはり十分にこの制度が活用されているとはいえないし、又は平成20年にこれまで最多の71社が委員会設置会社制度を採用したにもかかわらず、その後は増加せず減少していることがより一層普及の限界を示しているといえる(図-3)。今回の会社法改正案で、監査等委員会設置会社が制度化されようとしているのも、委員会設置会社は、委員の過半数を社外取締役が占める指名委員会及び報酬委員会に取締役の選任・解任に関する議案内容の決定や取締役・執行役が受ける個人報酬の内容の決定をさせることへの抵抗感から、広く利用されていないとの指摘を踏まえたものであるといわれている。そして、建設企業において、現在、委員会設置会社の企業形態をとっている会社は存在しないし、今後委員会設置会社にはならなくても監査等設置会社であればなるという企業が出てくるかということについても、まったく予想できない状況である。

6 取締役

株式会社では、株主総会及び取締役を設置しなければならない、また、取締役会を設置する場合には、取締役は3人以上とする必要がある(§331IV)。取締役会を設置しない

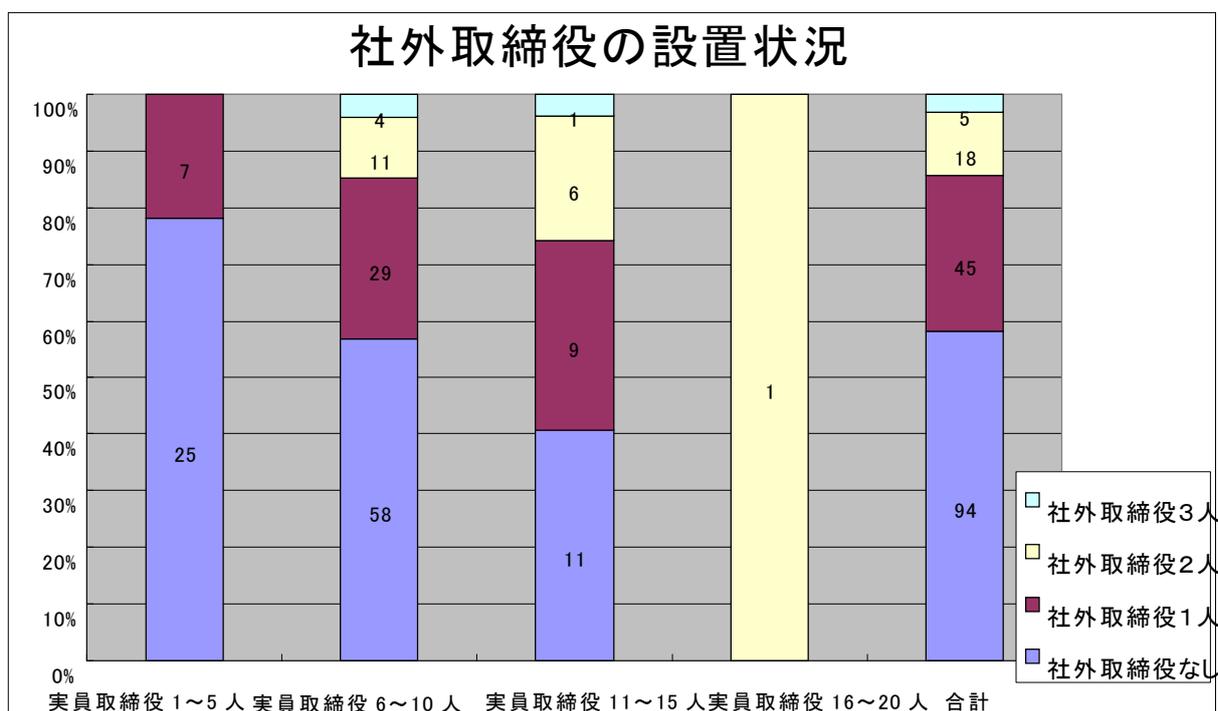
7 社外取締役

社外取締役とは、現在かつ過去において、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人となつたことがないものでなければならないとされている（§2⑮）。

取締役会は、業務執行の決定以外に、取締役の職務執行の監督、代表取締役の選定・解職をすることがその職務とされており（§362 I）、取締役会において相対的に客観的視点での監督行為を期待しうる社外取締役を設置することについては、コーポレート・ガバナンス充実の観点からの評価が高まっており、今回の会社法改正案をめぐる中心的論点の一つでもあった。

建設企業において、社外取締役は約42%（68社）が既に設置している。企業数が比較的に多い取締役設置数が6人から10人の企業では、約43%（44社）が社外取締役を設置しているにすぎないが、取締役設置数が11人から15人の企業では約60%（16社）が社外取締役を設置しており、社外取締役を設置するときには取締役設置数を増やす傾向が窺える。

[図-5]

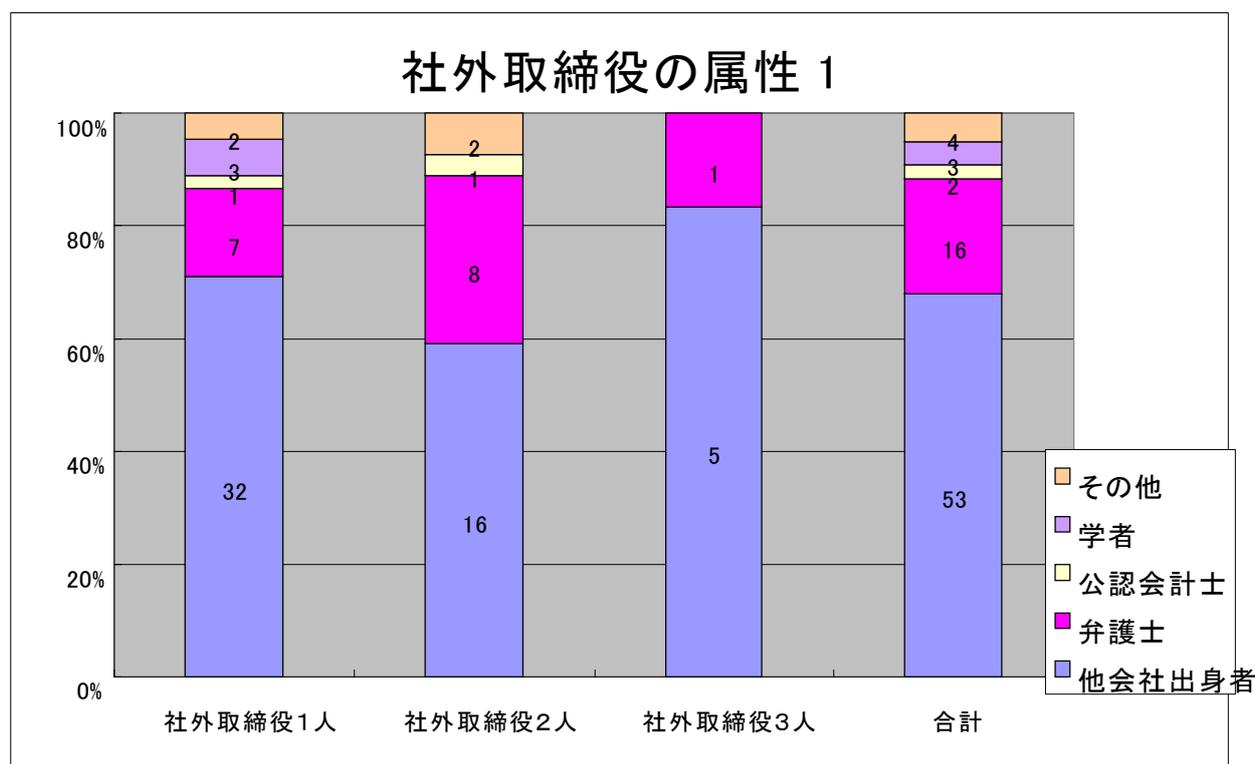


社外取締役の属性として職業を見てみると、他会社出身者、弁護士、公認会計士、学者等であり、割合としては、他会社の出身者が全体の約68%（53人）であり、次いで弁護士の約21%（16人）となっている。社外取締役を2人設

置している企業では、弁護士の割合が比較的高くなっており、一人目を他会社出身者とし二人目を弁護士とするパターンが多いことが窺える。

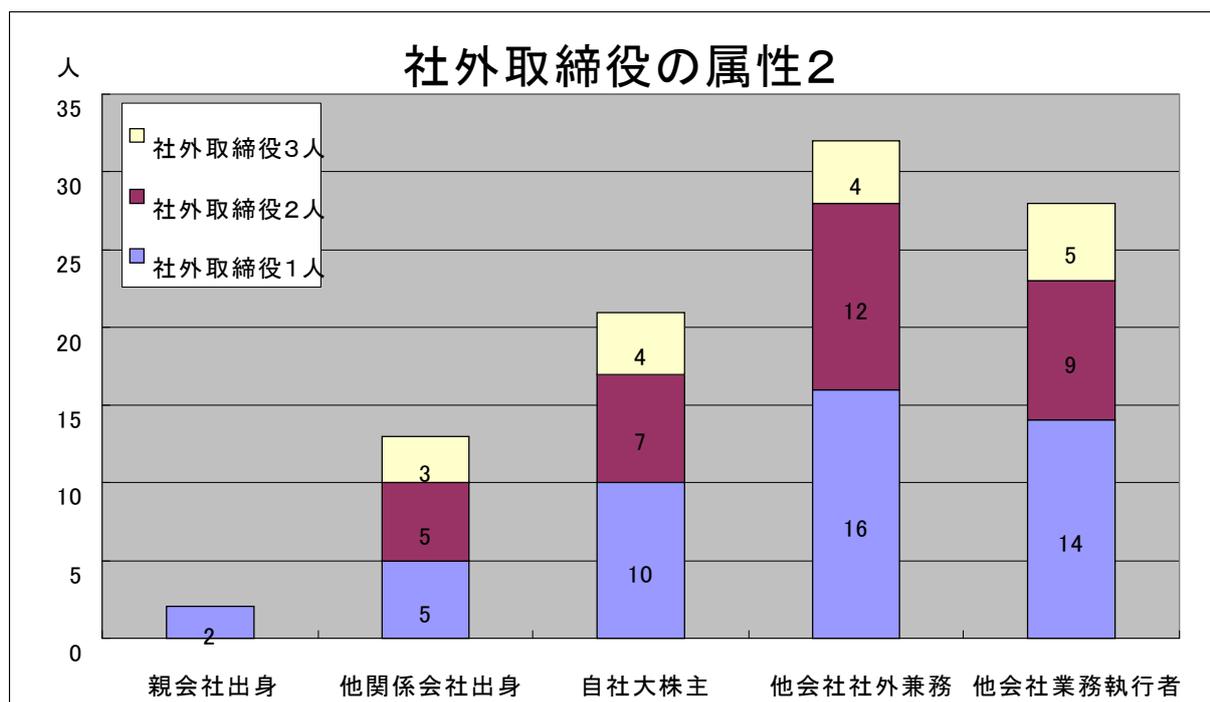
また、社外取締役が、親会社関係者であるのは2社、他関係会社出身者であるのは13社、自社大株主であるのは21社、他会社社外役員兼務であるのは32社、他会社業務執行役兼務である企業は28社存在しており（注-15）、社外取締役としての条件は満たしているものの、当該会社と何らかの利害関係を有する可能性があると考えられる者が一定数就任している状況が把握され、東証の独立役員認定の際には審査対象となりうる企業の存在が窺える。

[図-6]



(人) (N=78)

[図－7]



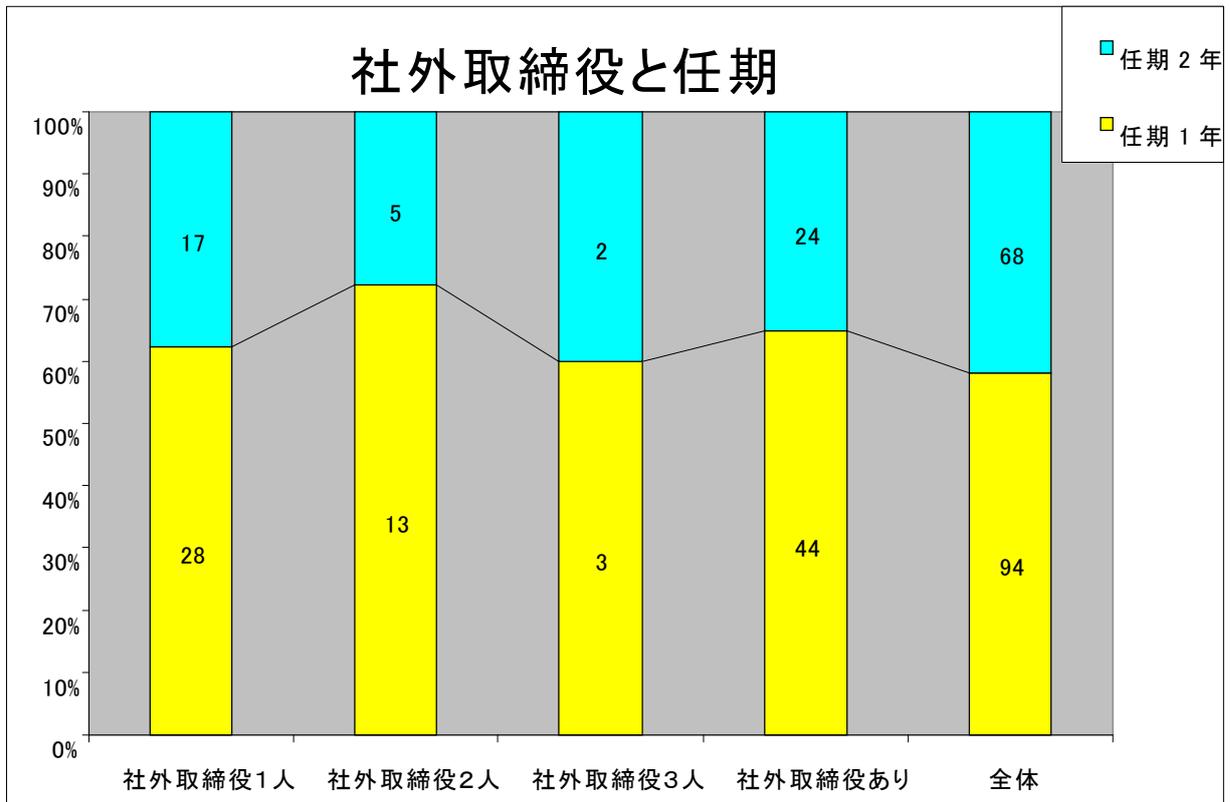
8 取締役の任期と社外取締役

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時とされている(§ 332 I)。しかし、定款又は株主総会の決議によってその任期は、短縮することができ、また、委員会設置会社では、取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時総会終結時までとされている(§ 332 III)。取締役の任期を1年とする効果としては、「取締役に緊張感を持たせることでコーポレート・ガバナンスに資する(注-16)」ともいわれ、また、会社法には、定款により剰余金配当の権限を与える(§ 459 I)などの取締役会に重要な決定を委ねるときには、その任期を1年に設定する制度も存在する。

これらを踏まえ社外取締役の導入に際して、取締役任期は1年に短縮される傾向があるかどうかを分析したい。

東証上場の監査役設置会社のうち、取締役の任期を1年と定めた会社の比率は、58.1%と過半数を占めているとの分析がある(注-17)が、建設企業でも同率の約58%(94社)となっている。社外取締役を設置した企業が、取締役の任期を短縮しているかどうかについてであるが、東証上場の全監査役設置会社を対象にした分析では、任期1年の社外取締役を設置している企業が約65%となっており、全建設企業で任期1年の社外取締役を設置している企業の約65%(44社)と同率であり、その差はなく、社外取締役を設置した場合には、建設企業も含めた東証上場全企業の傾向として任期は短縮されている。

[図－8]



(社数) (N=162)

9 監査役

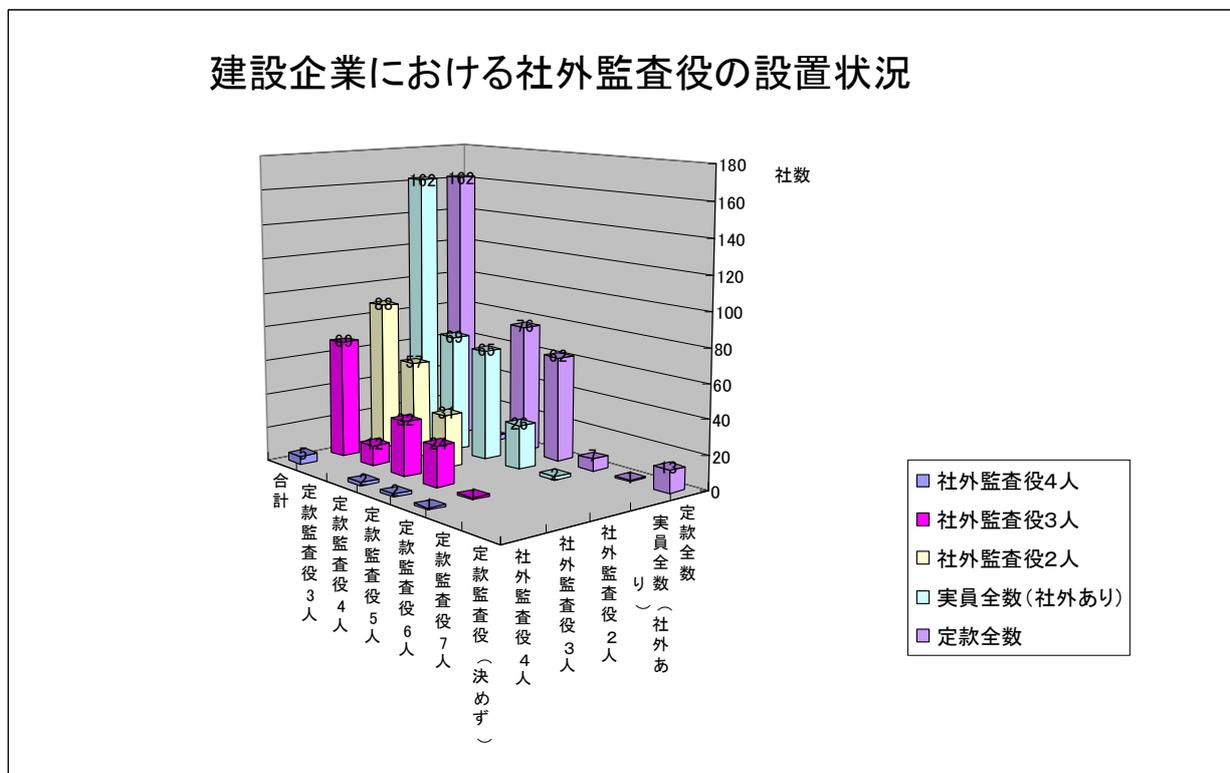
監査役とは、取締役の職務執行を監査する機関(§ 381 I)で、取締役の違法行為差止請求権があり(§ 385)、また、会社と取締役との間の訴訟については、会社を代表する(§ 386)。なお、監査役は会社やその子会社の取締役や執行役、支配人を兼ねることができない。

建設企業は、公開会社であり大会社でもある等の要件から、監査役会を設置しており、制度上3人以上の監査役を設置する必要がある。これを踏まえて、建設企業の定款においては、監査役は3人から7人までの範囲で定められており、その大半は、4人から5人の範囲内で定められており(約85%・138社)、その平均は4.1人となっている。

これに対して、実際の監査役数は、3人から6人の範囲内で設置されているが、3人が70社と最も多く、4人が65社とこれに次いでいる。3人及び4人で約83%を占めており、その平均は3.8人である。建設企業の監査役は、一般的には3人か4人設置されていることができ、これは、東証全企業平均の3.77名と概ね一致した数値である。

なお、定款上の監査役定数は、実際の設置数よりも概ね1人程度多く設定されているが、定款変更が株主総会議決事項であることを踏まえ役員交代事務手続き上のアローワンスとして設定されているものと考えられる。

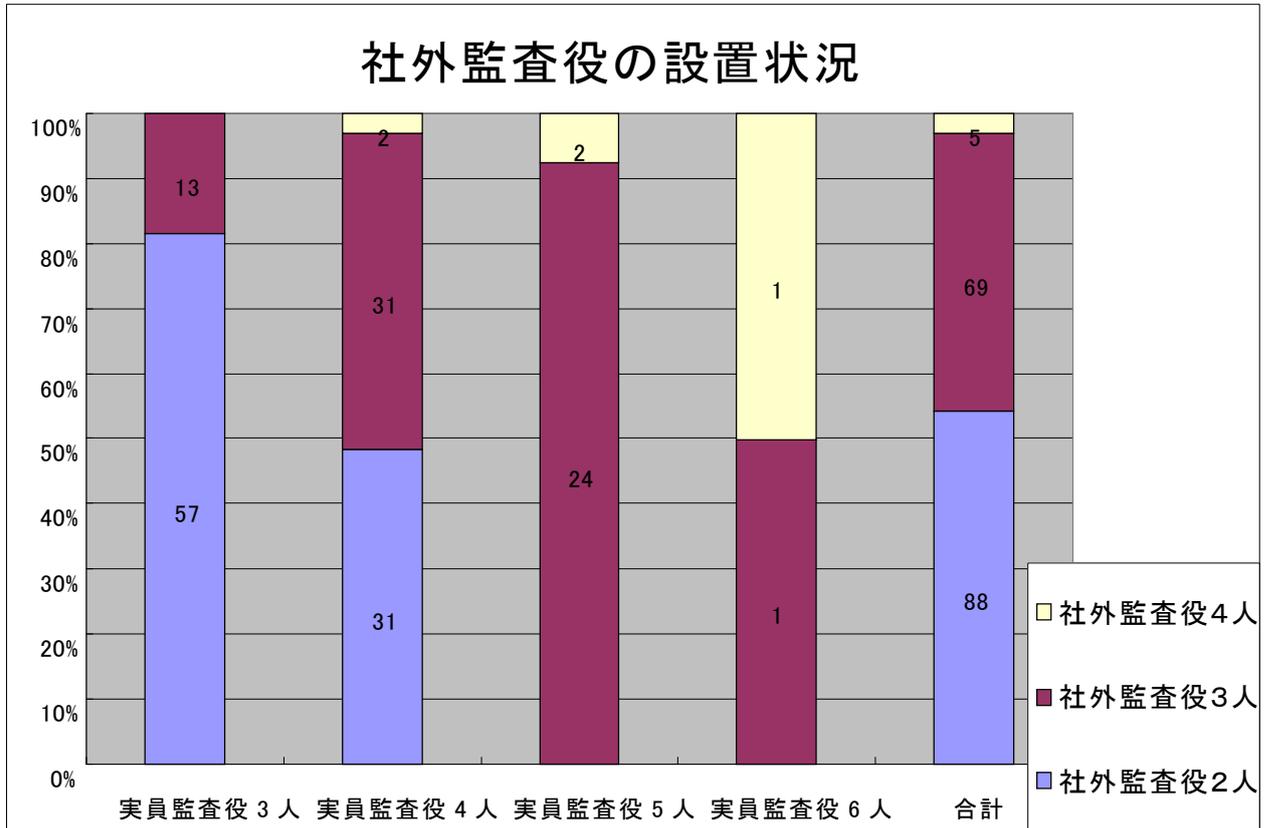
[図－9] (N=162)



10 社外監査役

社外監査役は、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の使用人となつたことがないものでなければならないとされている（§2⑯）。

[図－10]



(社数)(N=162)

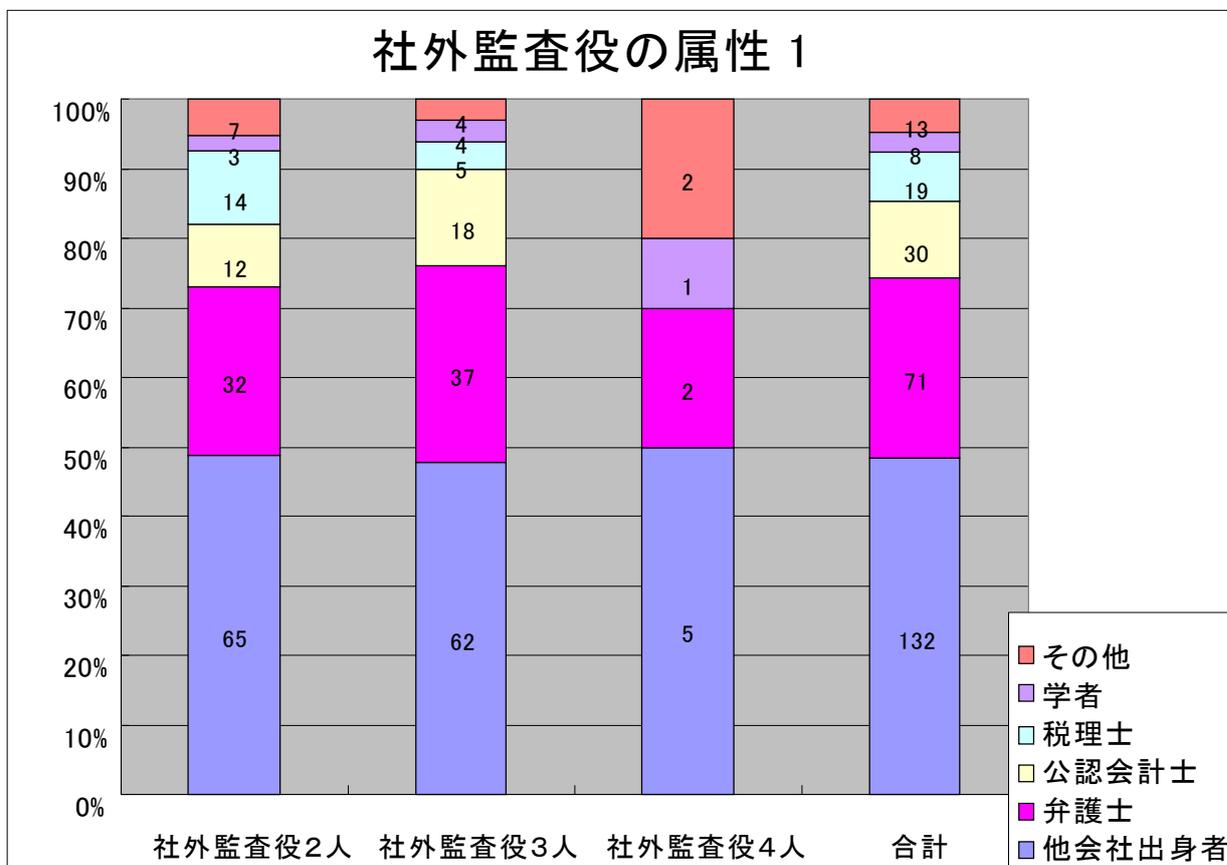
建設企業は、その全社が監査役会設置会社であるから、監査役を3人以上設置しその半数は社外監査役を設置しなければならないこととされており、当然全社が、社外監査役を2人以上設置している。具体的には、2人設置が約54%

(88企業)、3人設置が約43%(69企業)、4人設置が約3%(5企業)であり、2人設置が最も多くその平均は2.5人で、東証全企業平均値(2.52人)と同じである。

また、実際の監査役数を3人又は4人として社外監査役を2人設置している企業及び実際の監査役数を5人又は6人とし社外監査役を3人設置している企業(会社法必要要件型)が、全企業の約70%(113企業)、実際の監査役数を3人又は4人として社外監査役を3人以上設置している企業及び実際の監査役数を5人又は6人として社外監査役を4人設置している企業(会社法要件超過型)が、全企業の約30%(49企業)になっている。建設企業が、会社法が要求してい

る最小限度数より多くの社外監査役を設置し、より強化した監査体制にシフトしている状況が窺える。

[図－11]

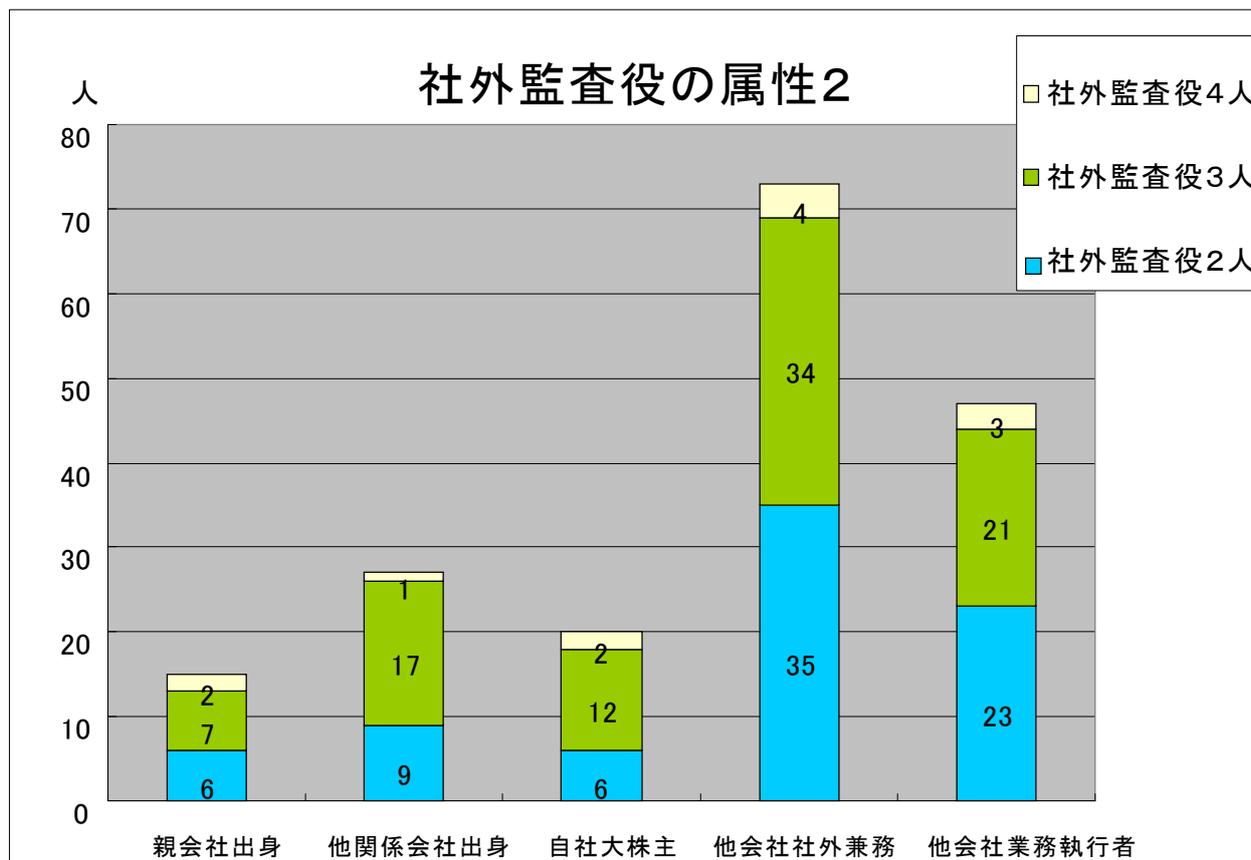


(人) (N=273)

社外監査役の属性として職業を見てみると、他会社の出身者、弁護士、公認会計士、税理士、学者等であり、割合としては、他会社の出身者が全体の約48%（132人）であり、次いで弁護士の約26%（71人）、公認会計士の約11%（30人）となっている。社外監査役を3人設置している企業では、公認会計士が占める割合がやや大きくなっており、一人目を他会社出身者、二人目を弁護士とし、三人目に公認会計士を選定するケースが、傾向として多いことが窺える。

社外取締役と比較すれば、他会社の出身者の割合がやや減り公認会計士の割合が大きくなっているが、監査役に専門的な会計監査能力を期待していることが反映されているものと考えられる。

[図－12]



(人)

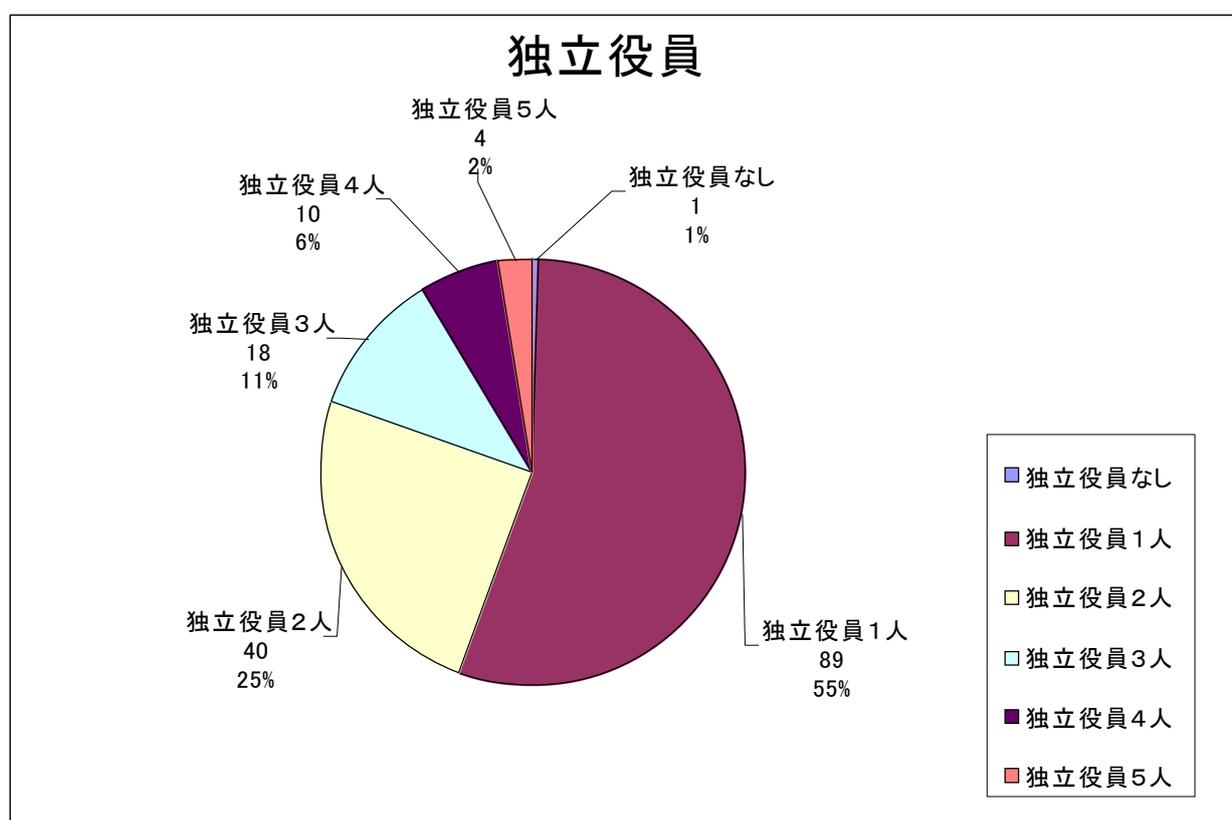
社外監査役が、親会社関係者であるのは15人、他関係会社出身者であるのは27人、自社大株主であるのは20人、他会社の社外役員兼務であるのは73人、他会社業務執行役兼務であるのは47人存在しており、社外監査役としての条件は満たしているものの、当該会社と何らかの利害関係があると考えられる者の就任が窺える。また、社外取締役の属性と比較して、社外監査役に自社大株主が就任することが少ないことが窺える。

11 独立役員

独立役員とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいうとされており、東証で定義付けられているものである（注－18）。建設企業における独立役員は、99%（161社）の企業で設置されている。独立役員は、1名から5名の範囲で設置されており、独立役員1名を設置する企業が全体の約55%（89社）で、もっとも多く、平均は1.7人である。

今回の、会社法の改正との関係で、法制審議会は、東証等が定める規則において、上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設けることを要望しており、この独立取締役が現在あまり設置されていない状況からみて、今後上場会社においてはこれを機会として傾向的に増加することも考えられる。各建設企業においても、独立取締役の導入について検討することが必要になろう。

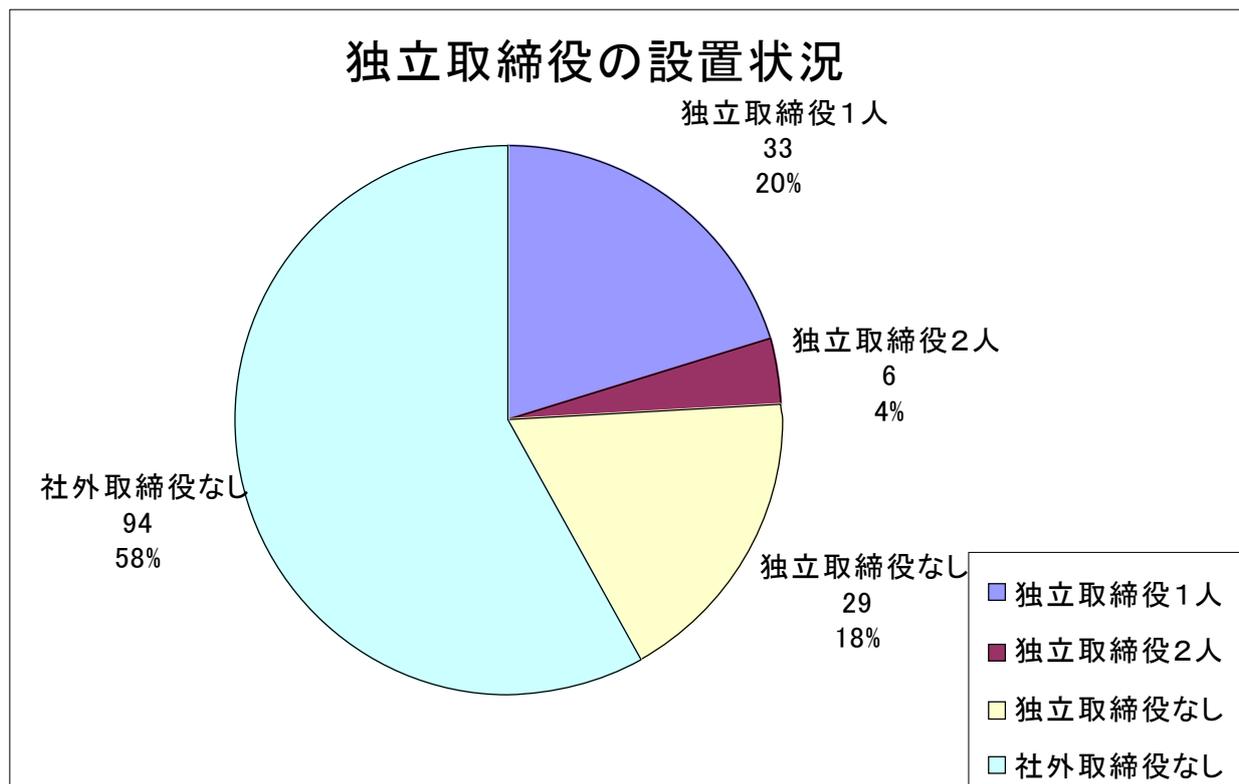
[図－13]



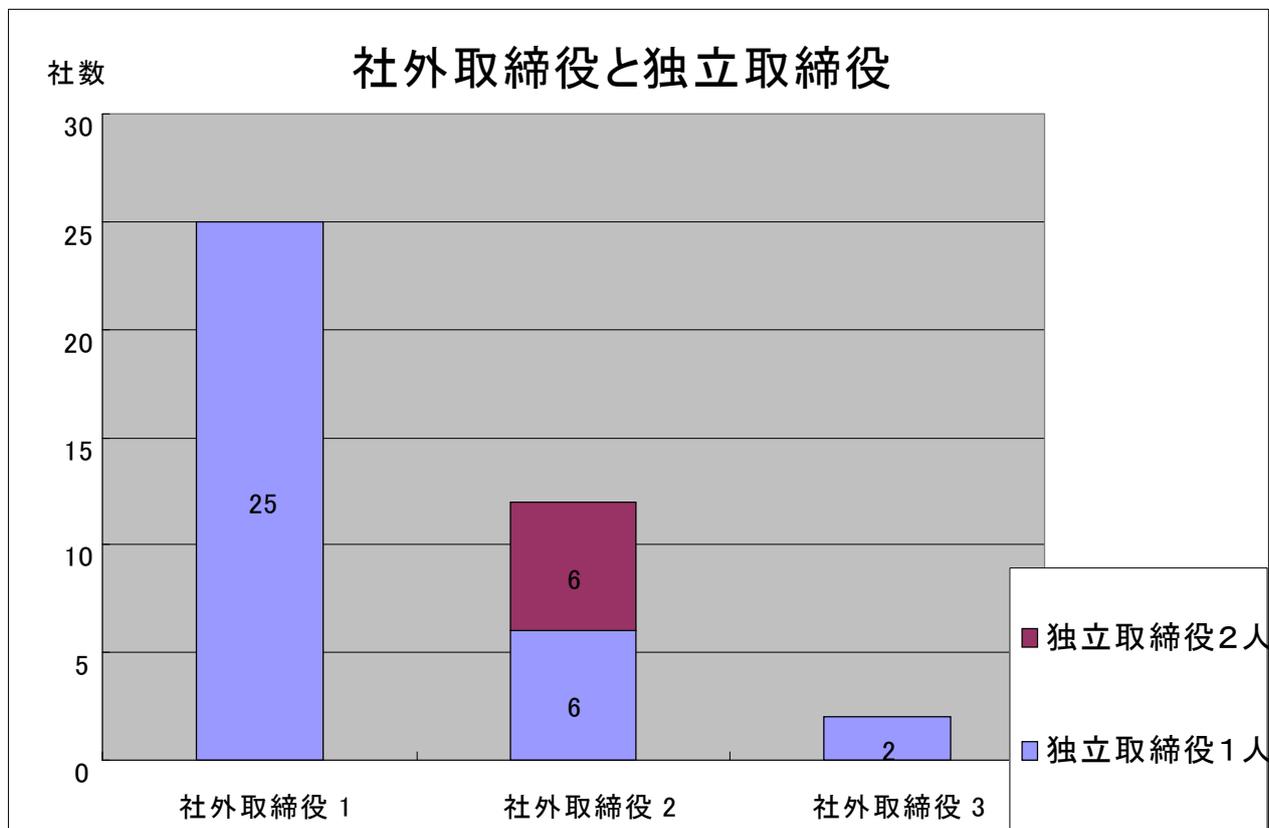
(社数) (N=162)

独立取締役が設置されている企業は、社外取締役を設置している企業（68社）の約57%（39社）であり、そのうち約85%（33社）は独立取締役を1名設置している状況であり、平均は0.28人となり、それほど普及していない。

[図-14]



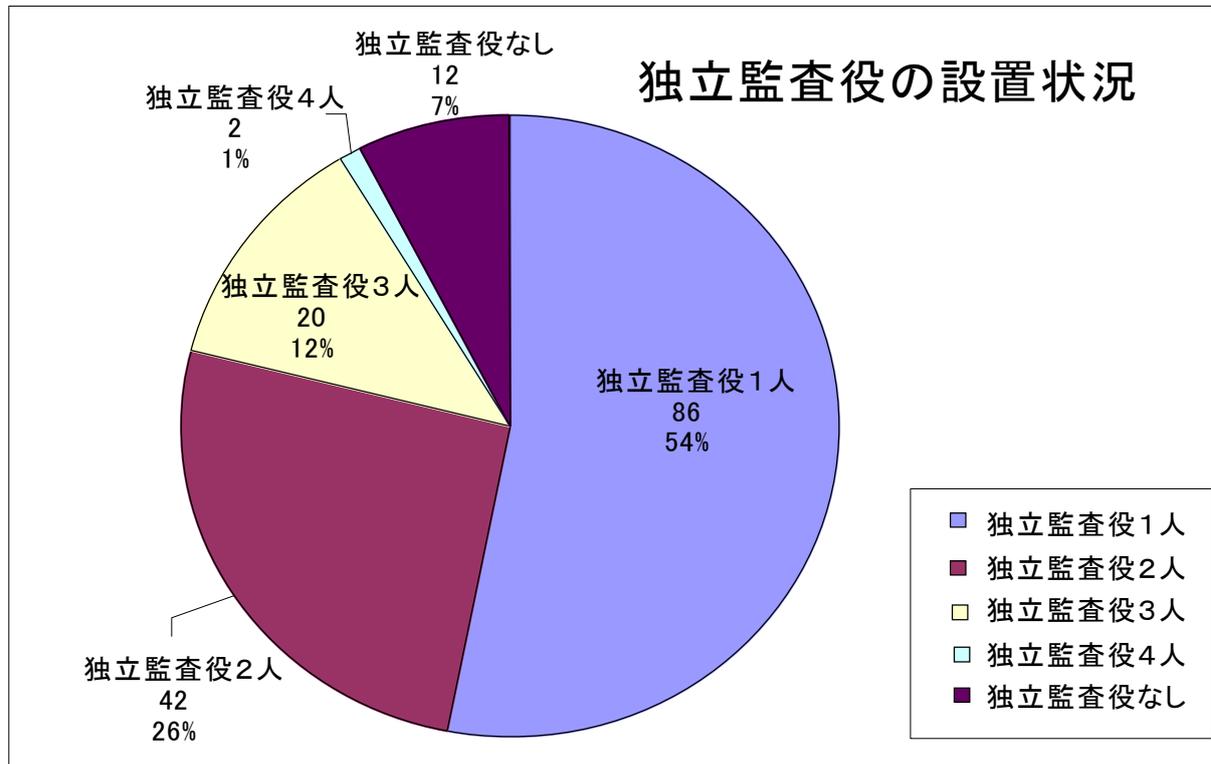
[図-15] (社数) (N=162)



(社数) (N=39)

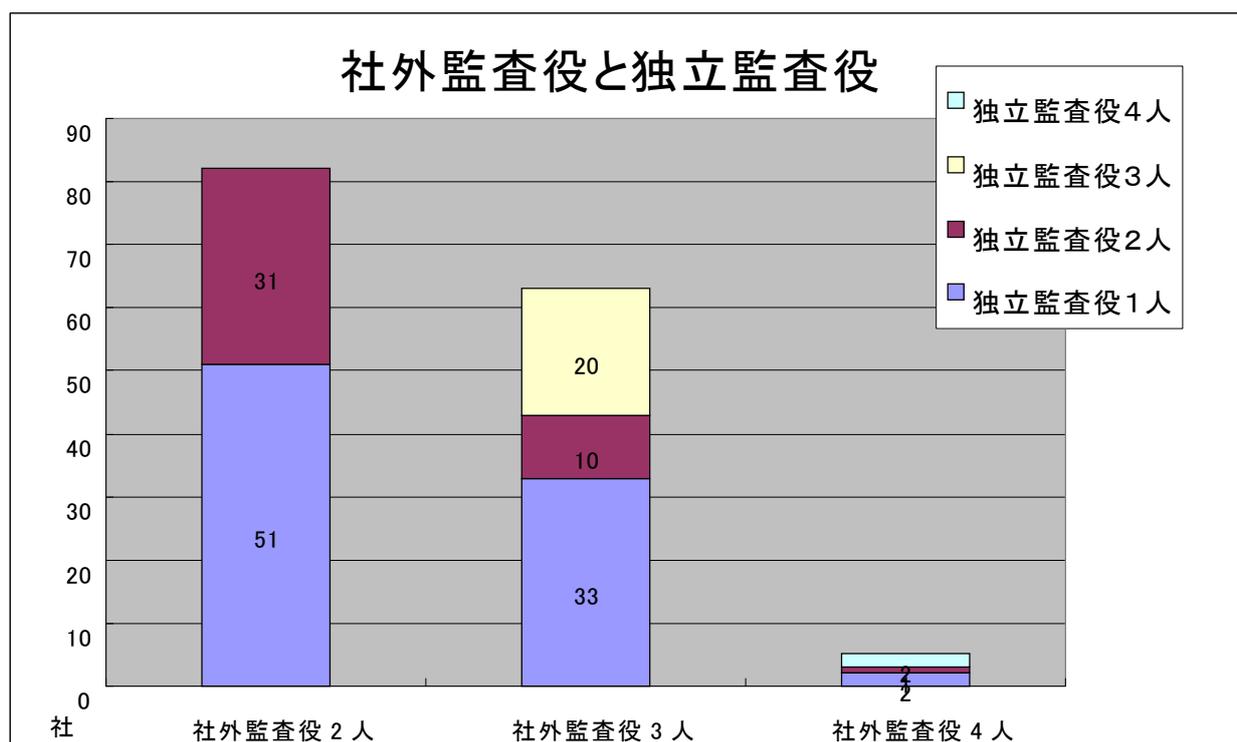
一方で、独立監査役を設置している企業は、約93%（150社）であり、そのうち独立監査役を1名設置している企業は約54%（86社）であり、2名以上設置している企業が約39%（64社）を占めている。独立監査役は、かなり多くの建設企業で、既に設置されている。

[図-16]



(社数) (N=162)

[図－17]



(社数) (N=150)

12 社外責任限定契約 (§ 425 I ・ § 427 I)

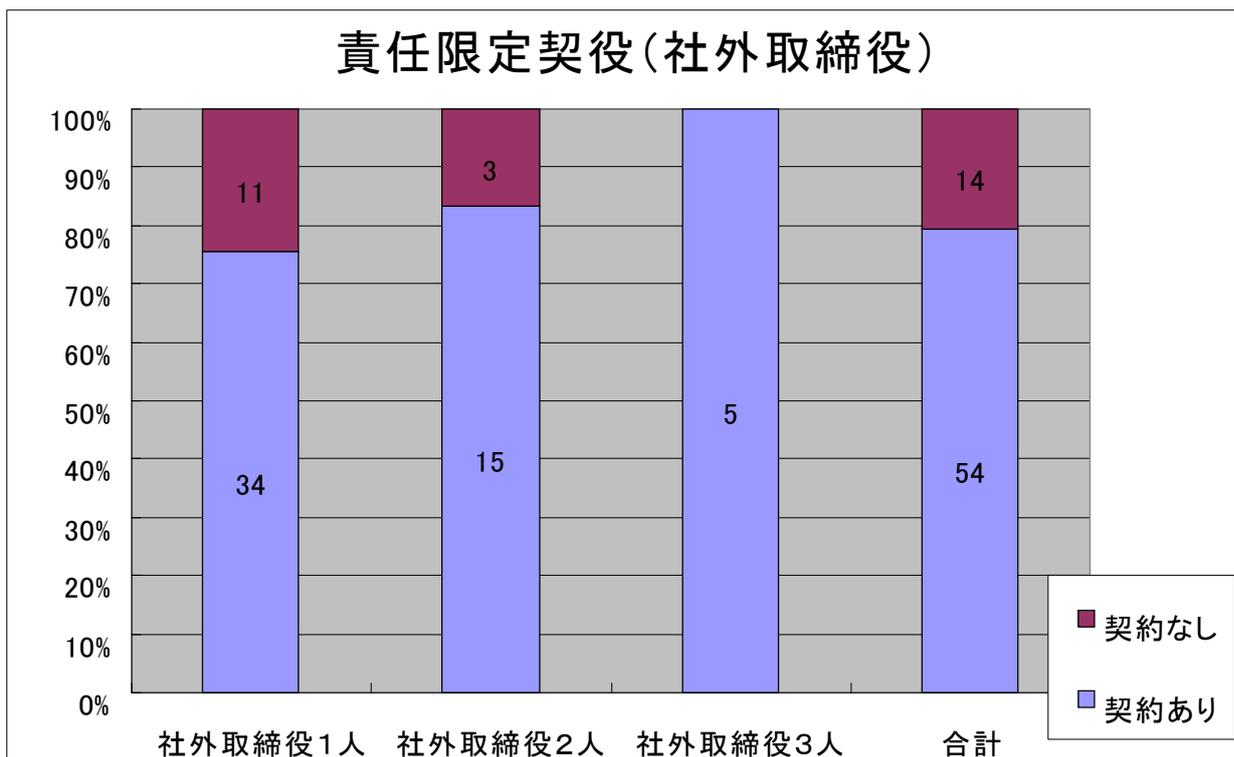
会社法は、取締役及び監査役の責任範囲について、取締役等に任務懈怠等があった場合には、これによって生じた損害を株式会社に賠償しなければならないこととしている一方で、株主代表訴訟の増加やその賠償金額の高額化により取締役等に過大な責任を課することになる場合もあることを配慮し、総株主の同意がある場合や株主総会の特別決議のある場合等においては、取締役等の責任について免除や一部免除できることとして、その責任に一定の限度を設けている。

責任限定契約等が適用される取締役等の範囲は、善意・無重過失の社外取締役、会計参与、社外監査役、会計監査人との間で、会社は責任限定契約をすることができる旨を定款に定めることができるとされており、その最低責任限度額 (§ 425 I) は、在職中に会社から受ける報酬などの2年分とされている。

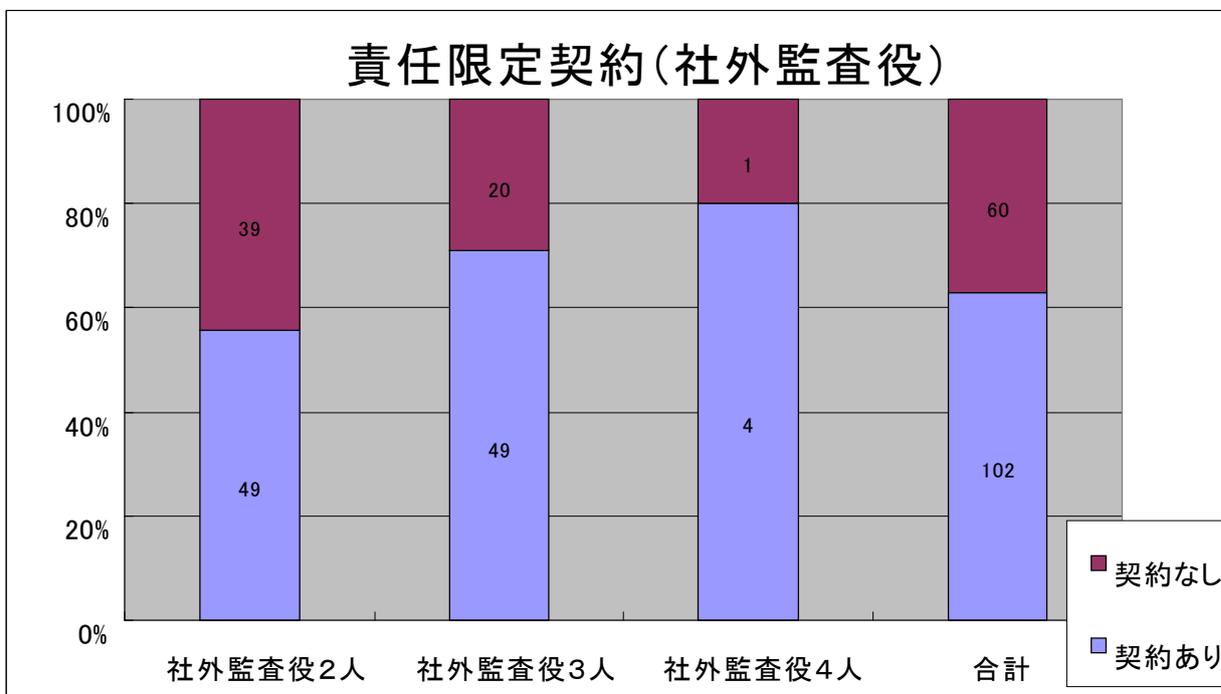
建設企業においては、社外取締役については全社外取締役設置会社の約 81% (54社) が、社外監査役については全社外監査役設置会社の約 63% (102社) が、この社外責任限定契約を締結している。社外取締役に責任限定契約より多いのは、その責任の重さから責任免除を条件に就任が行われている状況を反映しているとも考えられる。

なお、今回の会社法の改正案により、責任限定契約の適用対象が、業務執行取締役以外の取締役等にも拡大されるので、契約数は増加するであろうが、社外取締役及び社外監査役については制度的変更もないので、契約状況に大きな変化はないものと考えられる。

[図-18]



[図-19]



(注 記)

(注一1) 法務省ホームページ 所管法令等・国会提出法案

(注一2) オリnpas株式会社、大王製紙株式会社等の事例が挙げられる。

読売新聞(平成 24 年 3 月 29 日朝刊)「オリnpas 追起訴 特捜再編 スピード捜査」

東京新聞 (平成 24 年 3 月 29 日朝刊)「オリnpas 株下落で損 株主が集団提訴」

日本経済新聞 (平成 23 年 10 月 24 日朝刊)「大王製紙前会長の多額借り入れ 企業統治の課題示す」

オリnpas株式会社 第三者委員会「調査報告書」(2011 年 12 月)

大王製紙株式会社「改善報告書」(2012 年 5 月)

(注一3) 日本経済新聞 (平成 25 年 11 月 29 日夕刊)「社外取締役義務化見送り・会社法改正案を閣議決定」

朝日新聞 (平成 25 年 11 月 29 日夕刊)「多重代表訴訟制会社法に追加へ・改正案を閣議決定」

日本経済新聞 (平成 25 年 12 月 2 日朝刊)「監査等委設置会社を創設へ・企業統治の設計柔軟に」

(注一4) 会社法改正案 法律案提出理由

(注一5) 東証 業種別分類に関する取扱要領

今回の分析対象範囲は、東証、JASDAQ、マザーズ、PRO市場である。

(注一6) 平成 25 年 12 月 16 日現在の数値である (以下の数値について原則として同じ)。

(注一7) 龍田 節 「会社法大要」(有斐閣 2007 年) 156 頁

コーポレート・ガバナンス(corporate governance):「株主や従業員その他のステークホルダーの利害関係を反映した行動を、代理人である経営者がとるように仕向けていくこと、また、その仕組みをいう。」(建設業のためのコンプライアンス4頁((公財)建設業適正取引推進機構))

(注一8) 龍田 節 「会社法大要」(有斐閣 2007 年) 128 頁

ドイツに Aufsichtsrat(監査役会)という制度があるが、取締役の選任・解任権限を有しており、日本の監査役制度とは異なったものであることが紹介されている。

(注一9) 近藤光男 「最新株式会社法」(中央経済社 2007 年) 224 頁

(注一10) 会社法制は、平成に入ってからだけでも 15 回の改正が行われており、改正内容の全体は膨大なものとなるが、特にコーポレート・ガバナンスと関係の深い平成に入ってから改正を挙げると次のとおりである。

(平成 5 年改正)

・株式会社の監査機能強化 (監査役任期を 3 年に伸張、大会社監査役を 3 人以上に、社外監査役の任命強制、監査役会制度導入 (監査役から監査役会に多くの権限を移す。))

(平成 9 年改正)

・相次ぐ大企業における総会屋への利益供与の再発防止のために、利益供与に関する罰則の新設・強化

(平成 12 年改正)

・子会社計算による利益供与禁止。

(平成 13 年改正)

- ・ 監査役制度強化 (監査役の任期を 4 年に伸張、大会社につき社外監査役資格要件の厳格化し半数以上要求)
- ・ 取締役及び監査役の会社に対する責任について、一定の要件・手続・限度のもとで軽減を認める制度の導入

(平成 14 年改正)

- ・ 委員会等設置会社制度の導入 (大会社のみ)
- ・ 連結計算書類制度の導入

(平成 17 年改正)

- ・ 委員会設置会社制度全面的導入
- ・ 取締役の責任に関する規定見直し (無過失責任の見直し、委員会設置会社とそれ以外の株式会社との規律整合化)
- ・ 内部統制システム構築義務化 (大会社)
- ・ 会計参与制度創設
- ・ 会計監査人任意設置範囲拡大

(注一11) 東証では、有価証券上場規程により上場会社には監査役会又は委員会の設置を義務づけており、大会社の要件を満たしていない場合においても、監査役会は設置する必要がある。

(注一12) 神田秀樹「会社法入門 (岩波新書)」84 頁

(注一13) 上場企業のコーポレート・ガバナンス調査 日本取締役会協会

日本取締役協会調査は、東証、JASDAQ、マザーズ、セントレックス市場に上場している企業を対象にしたものであり、今回の分析対象である東証、JASDAQ、マザーズ、PRO市場と対象範囲を異にしているため、1社委員会制度設置会社が多くなっている。今回の本稿での分析対象に平仄を合わせると、現在委員会制度設置会社数は、56社になる。

(注一14) 神田秀樹「会社法入門 (岩波新書)」198 頁

東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書 2013 20 頁

(注一15) 東証の報告書では、社外役員と会社との関係について、a. 親会社出身である b. その他の関係会社出身である c. 当該会社の大株主である d. 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している e. 他の会社の業務執行取締役、執行役等である f. 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である g. 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等を受けている h. 本人と当該会社との間で責任限度契約を締結している i. その他 の選択項目による詳細な開示を求めている。(東証ホームページ)

(注一16) 東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書 2013 17 頁

(注一17) 東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書 2013 17 頁

(注一18) 東証有価証券上場規程第 436 条の 2 (独立役員)